



平成 28 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社フリークアウト
代表者名 代表取締役 CEO 本 田 謙
(コード番号：6094 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 横山 幸太郎
(TEL. 03-6721-1740)

持株会社体制への移行に伴う新株予約権の行使条件の 一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり「持株会社体制への移行に伴う新株予約権の行使条件の一部変更の件」につき、平成 28 年 12 月 21 日開催予定の第 6 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社では、本日付で開示しております「会社分割による持株会社体制への移行及び定款一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」のとおり、コーポレート・ガバナンスのより一層の向上等を目的として、持株会社体制への移行を予定しております。持株会社体制への移行について、平成 28 年 12 月 21 日開催予定の第 6 期定時株主総会での承認が得られた場合には、当社従業員のうち経営管理を含めたグループ業務に従事する者以外の従業員が、新設分割会社に承継される予定となっております。また、当社は今後も M&A を含めた新規投資を積極的に行ってまいります。その過程の中で子会社または関連会社への当社従業員の異動が見込まれます。

しかしながら、第 4 回新株予約権（①平成 25 年 6 月 7 日開催の臨時株主総会における第 1 号議案（第 4 回新株予約権の発行の件））及び第 5 回新株予約権（②平成 25 年 9 月 27 日開催の臨時株主総会における第 1 号議案（第 5 回新株予約権の発行の件））（以下、「当該新株予約権」という。）の行使の条件として、「新株予約権の割当を受けた者のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する」旨が平成 25 年 6 月 27 日及び同年 9 月 27 日開催の臨時株主総会において決議されており、当社の子会社または関連会社へ異動する者は当該新株予約権の行使条件を満たさないこととなります。

そのため、当該新株予約権発行当初は予定していなかった今般の持株会社体制への移行や投資後の人事異動が今後生じた際にも、従業員の新株予約権の行使を可能とし、それにより従業員のモチベーションの維持とグループ経営によるメリットの両立を図るべく、新株予約権の行使を認める内容に変更を行うものであります。

なお、本件は既に発行している当該新株予約権の行使条件を変更するものであり、新たな株式の希薄化は発生いたしません。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

- ① 平成 25 年 6 月 7 日開催の臨時株主総会における第 1 号議案（第 4 回新株予約権の発行の件）

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更案
<p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p>	<p style="text-align: center;">＜現行どおり＞</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) <u>本</u>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、本新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役または子会社の従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役、<u>従業員、子会社の取締役、子会社の監査役または子会社の従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜現行どおり＞</p>

② 平成 25 年 9 月 27 日開催の臨時株主総会における第 1 号議案（第 5 回新株予約権の発行の件）

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更案
<p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、新株予約権発行時において当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役<u>又は従業員の地位</u>にあることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p>	<p style="text-align: center;">＜現行どおり＞</p> <p>8. 新株予約権行使の条件</p> <p>(1) <u>本</u>新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のうち、本新株予約権発行時において当社の取締役、監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役または子会社の従業員の地位にあった者は、新株予約権行使時においても当社の取締役、監査役、<u>従業員、子会社の取締役、子会社の監査役または子会社の従業員の地位</u>にあることを要する。<u>ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権の相続は認めないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜現行どおり＞</p>

以上